

1951(昭和26)年	3月14日	認可	1975(昭和50)年	1月10日	変更認可
1976(昭和51)年	1月10日	変更認可	1976(昭和51)年	5月14日	変更認可
1977(昭和52)年	4月6日	変更認可	1980(昭和55)年	2月15日	変更認可
1980(昭和55)年	3月25日	変更認可	1981(昭和56)年	1月16日	変更認可
1981(昭和56)年	3月26日	変更認可	1982(昭和57)年	6月23日	変更認可
1983(昭和58)年	9月30日	変更認可	1985(昭和60)年	2月15日	変更認可
1988(昭和63)年	1月13日	変更認可	1989(平成元)年	10月12日	変更認可
1989(平成元)年	12月22日	変更認可	1990(平成2)年	1月19日	変更認可
1992(平成4)年	9月8日	変更認可	1994(平成6)年	3月16日	変更認可
2003(平成15)年	1月24日	変更認可	2004(平成16)年	4月1日	変更
2005(平成17)年	4月1日	変更認可	2005(平成17)年	6月1日	変更
2006(平成18)年	6月1日	変更	2008(平成20)年	10月2日	変更認可
2010(平成22)年	4月1日	変更	2013(平成25)年	4月1日	変更
2015(平成27)年	8月31日	変更認可	2020(令和2)年	3月16日	変更認可
2020(令和2)年	9月2日	変更認可	2022(令和4)年	5月11日	変更認可

## 関東学園寄附行為

学校法人 関東学園

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、学校法人関東学園と称する。

(事務所の所在地)

**第2条** この法人は、事務所を群馬県館林市大谷町 625 番地に置く。

## 第2章 目的及び設置する学校

(目的)

**第3条** この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設立することを目的とする。

(設置する学校)

**第4条** この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 関東学園大学  
経済学部 経済学科、経営学科
- (2) 関東学園大学附属高等学校  
全日制課程 普通科

(学園長)

**第5条** この法人に関東学園長(以下「学園長」という。)を置くことができる。

- 2 学園長は理事会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 学園長は建学の精神に基づき前条各学校の教学を統轄する。
- 4 学園長の任期は、3年とする。任期の計算は、学年度を基準とし、学年度中途の就任も1年としてあつかうものとする。
- 5 学園長は、再任されることができる。

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

**第6条** この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人

(理事長及び副理事長)

**第7条** 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 2 理事長の指名により、理事のうちより副理事長を置くことができる。

(理事の選任)

**第8条** 理事は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 関東学園大学長、関東学園大学附属高等学校長(「学長・校長」という。以下同じ。)及び学園長のうちから互選した者 1人以上2人以内
  - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人
  - (3) この法人に関係ある学識経験者のうちから、前第1号、第2号に規定する理事の過半数をもって選任した者 1人以上3人以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学園長、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

**第9条** 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長・教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

**第10条** 役員(第8条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

**第11条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

**第12条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

**第13条** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面、電磁的方法又はファクシミリ(緊急の場合は、口頭)により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

- 8 第9条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**第14条** 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがない場合は理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(議事録)

**第15条** 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事長及び副理事長の職務)

**第16条** 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、法人の業務を行う。

(理事代表権の制限)

**第17条** 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の事項について、法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

**第18条** 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

## 第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

**第19条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 2人

- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2 人
  - (3) 理事(第 8 条第 1 項第 2 号の規定より選任された者を除く。)のうちから理事会において選任した者 1 人
  - (4) 学長、校長 2 人
  - (5) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 8 人以上
- 2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する評議員は、職員・理事・学長・校長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

**第 20 条** 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

**第 21 条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときには、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(評議員会)

**第 22 条** この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は 11 人以上 15 人以内の評議員（理事の人数の 2 倍をこえる人数）をもって組織する。

3 理事長は評議員会を招集し、議長となる。

4 評議員会は理事長が必要と認めたとき、又は私立学校法第 41 条第 5 項(理事長は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。)の規定によって招集する。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面、電磁的方法又はファクシミリにより通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 11 項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

**第 23 条** 第 15 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録についてについても準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

**第 24 条** 次の各号に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散及び合併
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

**第 25 条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産)

**第 26 条** この法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

(資産の区分)

**第 27 条** この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

**第 28 条** 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

**第 29 条** 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は定額郵便貯金若しくは確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

**第 30 条** この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料等の収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

**第 31 条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

**第 32 条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えるとき、及び借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

**第 33 条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

**第 34 条** この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。



2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

**第35条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第9条第3項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

**第36条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき  
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

**第37条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

**第38条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

**第39条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決。
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決。
- (3) 合併
- (4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

**第40条** この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

**第41条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

**第42条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法、その他

(書類及び帳簿の備付け)

**第43条** この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

**第44条** この法人の公告は、この法人の経営にかかる各掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

**第45条** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立(組織変更)当時の役員は、次のとおりとする。

理事長 松平 濱子

理事 藤村 作

理事 常田 健次郎

理事 松平 正敏

理事 三浦 貞七

監事 守随 憲治

監事 星野 亀年

附 則(昭和 50 年 1 月 10 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 1 月 10 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 5 月 14 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 4 月 6 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 2 月 15 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。但し、変更後の第 5 条及び第 8 条の規定は昭和 55 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 25 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。但し、変更後の第 4 条(2)号の規定は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 1 月 16 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。但し、変更後の第 4 条(1)号の規定は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 26 日変更認可)

この寄附行為は、許可の日から施行する。但し、変更後の第 4 条(1)号の規定は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 6 月 23 日変更認可)

この寄附行為は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 9 月 30 日変更認可)

この寄附行為は、昭和 58 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 15 日変更認可)

この寄附行為は、昭和 60 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 1 月 13 日変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の許可の日(昭和 63 年 1 月 13 日)から施行する。

附 則(平成元年 10 月 12 日変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の許可の日(平成元年 10 月 12 日)から施行する。

附 則(平成元年 12 月 22 日変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の許可の日(平成元年 12 月 22 日)から施行する。

附 則(平成 2 年 1 月 19 日変更認可)

平成 2 年 1 月 19 日文部大臣許可のこの寄附行為は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月 8 日変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の許可の日(平成 4 年 9 月 8 日)から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 16 日変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の許可の日(平成 6 年 3 月 16 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 1 月 24 日変更認可)

(施行期日)

1 平成 15 年 1 月 24 日文部科学大臣の認可の寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(関東短期大学の国文科、英文科及び商経科の存続に関する経過措置)

2 関東短期大学の国文科、英文科及び商経科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に存学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

1 平成 16 年 4 月 1 日から寄附行為を施行する。

(関東短期大学の初等教育科の存続に関する経過措置)

2 関東短期大学の初等教育課は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日変更認可)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 2 日変更認可)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 20 年 10 月 2 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 8 月 31 日変更認可)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 27 年 8 月 31 日)から施行する。

附 則(2020(令和 2)年 4 月 1 日)

2020(令和 2)年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020(令和 2)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2020(令和 2)年 9 月 2 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2020(令和 2)年 9 月 2 日)から施行する。

附 則(2022(令和 4)年 5 月 11 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2022(令和 4)年 5 月 11 日)から施行する。